

山形県農林水産部指定管理者審査委員会（令和2年度第1回）の概要

1 日時

令和2年6月10日（水）13時50分～14時35分

2 会場

山形県庁15階 e ミーティングルーム

3 出席委員

星 里香子 委員長、手塚 孝樹 委員、高橋 和典 委員、小笠原 奈菜 委員、齋藤 潔 委員（山形県眺海の森）、小林 克靖 委員（漁港のプレジャーボート保管施設）、梅津 一寿 委員（山形県眺海の森）

4 公開・非公開の別

公開と決定

5 審査内容及び質疑概要

（1）「漁港のプレジャーボート保管施設」の指定管理者募集要項の審査

事務局からの募集要項等の説明、委員による質疑の後、審査を行い、採決の結果、原案のとおり可決された。

<主な質疑・意見等> ※○：委員 ●：事務局

- 募集要項10頁、33頁には、「利用料金」や「使用料」の記載があるものの、具体的な金額の記載がない。使用料は県が直接管理を行うということか。
- 県漁港管理条例第11条には、船舶の長さ1メートルにつき、1月470円と規定している。使用料の管理は県が行うため、指定管理業務には含まれない。
- 管理業務とは、例えば見回りや施設の破損の有無の確認などか。具体的に想定している業務は何か。
- 募集要項31頁に記載したが、維持管理上必要な場合の使用者への指導のほか、修繕必要箇所や砂がたまっている箇所等の見回り・報告を想定している。
- 由良漁港は収容数15隻に対して、例年の利用許可件数が5・6隻と少ない。利用促進は県側が行い、指定管理者は維持管理のみという役割分担か。
- 漁港施設であるため、漁業者に支障のない範囲でプレジャーボートを利用いただいている。プレジャーボートの利用は減少傾向にあるが、それ以外に、漁船保管のための利用がある。指定管理者側で漁業者と調整を行いながら、利用普及・声掛けや新規利用希望への対応をしてもらう予定である。
- 計画書に利用促進について盛り込まれればある程度評価するということか。
- そのようになる。
- 利用促進については自主事業の部分で盛り込んでもらうということか。
- そのように認識している。

(2) 「山形県眺海の森」の指定管理者募集要項の審査

事務局からの募集要項等の説明、委員による質疑の後、審査を行い、採決の結果、原案のとおり可決された。

<主な質疑・意見等>

- 募集要項 2 頁の指定管理者の業務一般に関し、一部を再委託できるという認識で良いか。また、再委託先の評価は県と指定管理者のどちらが行うのか。
- 再委託は協議の上可能としている。基本的には主たる受託者が評価を行うが、提案時点で再委託の意向があれば、募集要項 4 頁の共同企業体の場合を参考として、再委託先を含めた全体として審査を行うことになるか。
- 一部業務に新型コロナウイルス感染症対策が必要だと考えるが、どこで評価するのか。サービス向上を図るための手法の部分か、それとも危機管理か。
- 募集要項 8 頁の「施設の維持管理の妥当性」の「施設の安全管理、利用者の安全管理の取組み」において、新型コロナ対策を含めた施設及び利用者の安全管理の取組みを評価したい。申請書の様式では、様式第 5 号事業計画書の 3 (1) 「施設の維持管理に関する事業計画」において、「施設や利用者の安全衛生管理の進め方 (クマ・ハチ等の危険な生物への対応を含む)」の部分で、新型コロナ対策も含めて書いていただく予定である。
- 施設の中で、酒田市所有部分の管理主体はどこか。また、隣接する他の管理主体、今回であれば、酒田市との協力はどこで評価されるのか。
- 酒田市所有部分は酒田市が直接管理している。仕様書に記載がないが、指定管理者の選定後に締結する年度協定等に、酒田市所有の隣接地域との連携について盛り込むことになる。
- 選定段階では、どのように協力していくのかを考慮する必要はないのか。
- 提案があれば、事業計画の (3) 「地域との連携」の部分で書いていただくことを想定している。

以上